



中泊町告示第126号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月27日

中泊町長 濱 館 豊 光



記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 29 号
- (2) 工事名 (仮称) こどもり小中学校建設工事
- (3) 工事箇所 中泊町大字小泊字砂山地内
- (4) 予定工期 発注者が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から
令和4年3月15日まで
- (5) 工 種 学校建築工事一式
- (6) 工事概要
- | | |
|------|--------------------------|
| 建物構造 | ①校舎 (RC造・2階建) 耐火建築物 |
| | ②屋内運動場 (S造・2階建) 耐火建築物 |
| | ③駐輪場 (S造・1階建) その他の建築物 |
| 建築面積 | ①校舎 2,742.53㎡ |
| | ②屋内運動場 1,258.95㎡ |
| | ③駐輪場 24.21㎡ |
| 延床面積 | ①校舎 (1階) 2,491.87㎡ |
| | (2階) 1,767.18㎡ |
| | (PH階) 28.97㎡ 計 4,288.02㎡ |
| | ②屋内運動場 (1階) 1,258.95㎡ |
| | (2階) 435.29㎡ 計 1,694.24㎡ |
| | ③駐輪場 24.21㎡ |
| 外構等 | 16,894.40㎡ (舗装工、グラウンド工等) |
- (7) 予定価格 2,103,827,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (8) 最低制限価格 設定する。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者(以下「入札参加希望者」)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者であり、且つ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 共同企業体のみ入札
- (2) 各構成員が、地方自治法施行令167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、中泊町財務規則(平成17年中泊町規則第62号。以下「財務規則」という。)第119条第1項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (5) 各構成員(代表者1社・他の構成員2者)は財務規則第120条の規定に基づき、中泊町一般競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (6) 代表者は、県外に本店を有し、東北管内に支店又は営業所等を有する者であること。また、他の構成員にあつては中泊町内に本店を有する2者であること。
- (7) 代表者は、令和2年度中泊町条件付き一般競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、最新の総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,600点以上であること。
- (8) その他構成員にあつては、建築一式工事の総合評定値が600点以上であること。
- (9) 代表者は、平成21年4月1日以降に元請として、新築で延床面積が3,000㎡以上の鉄筋コンクリート造の耐震構造による2階建て以上の公共建築物の建築工事(改修工事は除く。)を元請として施工実績(工事が完成し、その引き渡しが完了したもの。)を有する者であること。
- (10) 入札に係る建設工事について、建設業法第26条第1項の主任技術者及び同条第2項の監理技術者を工事現場に専任で置くことができる者であること。また監理技術者については、共同企業体の代表構成員が配置し、入札参加申込期限日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (11) 各構成員が当該工事に係わる他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (12) 代表者の出資比率が最大で、他の構成員の出資比率が概ね各々20%であること。
- (13) 代表者の工事施工能力が最大と認められること。
- (14) 国又は地方公共団体等の指名停止の措置を、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (15) 各構成員が、警察当局から町長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (16) その他町長が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

- (1) 受付期間 令和2年8月27日(木)から令和2年9月3日(木)
(ただし、閉庁日を除く。)
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
ただし、受付最終日は午前8時30分から正午までとする。
- (3) 提出場所 中泊町役場2階 財政課管財係(直接持参すること。)

(4) 提出書類(様式は町ホームページよりダウンロードすること。)

- ①条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
- ②配置予定技術者調書
- ③施工実績調書
- ④共同企業体協定書の写し
- ⑤直近年度の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

(5) その他

- ①申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
- ②資格の審査結果については、申請者に対して別に通知する。令和2年9月4日(金)までに決定しFAXにより通知する。
- ③2に定める資格を認められなかった者は、不服申立書により令和2年9月9日(水)午後4時までに直接持参により申立をすることができる。
不服申立による回答は、令和2年9月11日(金)午後3時までとする。
- ④提出した申請書又は関係書類の虚偽の記載及び差し替えは、原則として認めない。
- ⑤提出された申請書及び関係書類は返却しない。

4 設計図書の閲覧

- (1) 期 間 令和2年8月27日(木)から令和2年9月3日(木)
- (2) 閲覧時間 午前8時30分～正午まで及び午後1時～午後4時30分まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
- (3) 場 所 中泊町役場 1階 教育委員会総務学務課
- (4) 貸 与 等 入札参加希望者は、設計図書(詳細)の貸与を受けることができる。
(データのコピーを希望する方は、CD-Rをご持参ください。)

5 設計図書に対する質問

設計図書等に関し質問があるときは、質疑書を持参またはFAXで提出すること。

- (1) 提出場所 総務学務課学務係(FAXの場合は0173-57-3849)
- (2) 提出期限 令和2年9月9日(水)正午まで
- (3) 質疑書に対する回答
質疑書に対する回答は、令和2年9月14日(月)午後3時までにFAXで質問者のみに回答する。

6 現場説明 なし

7 入札(開札)の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和2年9月25日(金)午後1時30分
- (2) 入札場所 中泊町役場 2階 委員会室

8 入札に関する事項

- (1) 入札方法 中泊町郵便入札実施要領(平成29年訓令第9号。以下「郵便入札」という。)により執行する。

- (2) 郵送方法 一般書留、簡易書留のいずれかによる。
- (3) 到着期限 令和2年9月24日(木)までに必着のこと。
- (4) 送付先 〒037-0399 中里郵便局留 中泊町財政課管財係行
- (5) 入札回数 1回とする。

(6) 入札書記載事項

①日付: 令和2年9月25日

②金額: 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

(7) 工事費内訳書

①入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を同封して提出すること。

②工事費内訳書の日付は開札日を記入すること。

③提出された工事費内訳書は返却しない。

9 入札条件

(1) 中泊町競争入札心得(平成17年訓令第33号)を順守すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、その納付を免除する。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札(開札)日前日までに提出すること。

12 入札(開札)の立会い

(1) 入札(開札)にあたり、入札参加資格を有すると認められた者の中から、入札立会人2名を決定し、依頼する。

(2) 入札立会人には、入札立会依頼書をFAXで送付するので依頼を受けた者(代表者又はその代理人)は立会うこと。

(3) 予定された立会人が開札の時刻までに到着しない場合は、当該入札事務に従事していない町の職員を立ち合わせる。

13 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 入札参加資格が確認された者であって、確認の後入札時点までに指名停止を受けた者の入札
- (4) 虚偽の申請を行った者の入札
- (5) 条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不当となった者の入札

14 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

15 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約する。(契約は、仮契約とし、議会議決後本契約とする。)なお、否決された場合には契約締結が成立しないものとし、且つ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても、中泊町は一切その賠償の責に任じないものとする。
- (2) 落札の決定後、契約締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

16 その他

- (1) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) 入札参加者は、町ホームページ掲載の「中泊町条件付き一般競争入札・郵便入札 参加者マニュアル」及び設計図書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 様式等は町ホームページよりダウンロードするものとする。
- (4) 請負代金額が100万円以上で、かつ工期が150日を超える工事については、請負者は契約締結時に中間払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

17 担当課及び所在地

- (1) 名称 中泊町役場 財政課 管財係
- (2) 場所 〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地
電話番号 0173-57-2111 (内線2032)
FAX番号 0173-57-3849